

京都市火薬類取締法施行細則を公布する。

平成29年3月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第39号

京都市火薬類取締法施行細則

(目的)

第1条 この規則は、火薬類取締法施行令及び火薬類取締法施行規則（以下「省令」という。）に定めるもののほか、火薬類取締法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(火薬庫外において火薬類を貯蔵することができる場所の指示の求め)

第3条 省令第15条第1項の表に規定する安全な場所の指示を受けようとする者は、次に掲げる内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 火薬庫外に火薬類を貯蔵しようとする理由
- (3) 火薬類を貯蔵しようとする場所（次項において「庫外貯蔵場所」という。）の位置及び構造
- (4) 貯蔵しようとする火薬類の種類及び最大数量
- (5) 省令第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる者に該当する者であること。

2 前項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 庫外貯蔵場所の付近見取図
- (2) 庫外貯蔵場所の構造図（平面図、立面図及び断面図）
- (3) 省令第15条第1項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる者に該当する者であることを証する書類（販売業者が販売のために販売所に庫外貯蔵場所を併設しようとする場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、同項の指示を受けた者が、別に定める軽微な変更をした

とき又は火薬庫外での火薬類の貯蔵をやめたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しないことの許可の申請)

第4条 法第13条ただし書の規定に基づく許可を受けようとする者は、次に掲げる内容を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 許可を受けようとする理由
- (3) 自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有しなくても支障がないとする理由
- (4) 申請者が取り扱う火薬類の管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、同項の許可を受けた者が、別に定める軽微な変更をしたとき又は許可を要しないこととなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(営業の廃止等の届出)

第5条 法第16条第1項の規定により営業の廃止の届出をしようとする者は、当該営業を廃止した日、廃止した営業の内容及び残火薬類の措置について記載した届出書を市長に提出しなければならない。

2 法第16条第2項の規定により火薬庫の用途の廃止の届出をしようとする者は、当該火薬庫の用途を廃止した日及び残火薬類の措置について記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(譲渡又は譲受の許可)

第6条 省令第35条に規定する火薬類譲渡許可申請書の部数は、正本1部及び副本1部（火薬類を譲り受ける者が製造業者又は販売業者である場合にあっては、正本1部）とする。

2 省令第36条に規定する火薬類譲受許可申請書の部数は、正本1部及び副本1部（火薬類を譲り渡す者が製造業者又は販売業者である場合にあっては、正本1部）とする。

(譲渡許可証又は譲受許可証の譲渡人又は譲受人の記載欄の増補)

第7条 法第17条第4項に規定する譲渡許可証又は譲受許可証の譲渡人又は譲受人の記載欄の増補を受けようとする者は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(消費の許可)

第8条 省令第48条第1項に規定する火薬類消費許可申請書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

(譲受及び消費の許可)

第9条 省令第90条の2に規定する火薬類譲受・消費許可申請書の部数は、正本1部及び副本1部とする。

(保安教育計画の認可の申請等)

第10条 法第29条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)に規定する保安教育計画の認可を受けようとする者は、その旨を記載した申請書に当該計画の内容を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 省令第67条の7第4項に規定する指定の取消しの求めは、指定の要件を欠くこととなった旨を記載した書面を市長に提出してしなければならない。

(保安責任者等の届出)

第11条 法第30条第3項又は第33条第2項の規定による届出をしようとする者は、製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者(製造保安責任者又は取扱保安責任者にあつては、その代理者を含む。)として選任し、又は解任しようとする者の氏名及び選任し、又は解任する日を記載した届出書に、選任しようとする場合にあつては、その資格を証する免状の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(休止施設等の届出)

第12条 省令第44条の2第2項ただし書の規定により特定施設又は火薬庫の休止の届出をしようとする者は、その旨を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(定期自主検査の届出)

第13条 法第35条の2第2項に規定する自主検査についての計画を定めた旨の届出をしようとする者は、その旨を記載した届出書に当該計画の内容を記載した書面を添えて、市長に提出しなければならない。

(証票)

第14条 法第43条第4項に規定する証票は、京都市火災予防規則第2条に規定する消防公務証をもって充てるものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている
事項及び法の施行に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(消防局予防部)